

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例  
(令和5年3月30日京都市条例第65号) (交通局企画総務部企画調査課)

小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童の旅客運賃を無料とすることができることとする必要があるため、次のとおり京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正することとしました。

次に掲げる条例の規定中「生徒」の右に「及び児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童」を加える。

- (1) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第12条第2項第3号
- (2) 京都市高速鉄道旅客運賃条例第10条第2項第3号

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第65号

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「生徒」の右に「及び児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童」を加える。

(1) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第12条第2項第3号

(2) 京都市高速鉄道旅客運賃条例第10条第2項第3号

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)